

1 地域保健福祉推進対策

〔現況及び施策の方向〕

合併により県内の市町村は 23 市町に再編されるとともに、地方分権の推進により住民に身近な保健福祉サービスの市町への権限移譲がより一層進められるなど、地域保健福祉を巡る情勢は大きく変化している。

こうした保健福祉サービス提供システムや行政システムの変革の動きに対応し、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図るため、広域的・専門的な技術拠点である厚生環境事務所・保健所等において、調査研究を行う。

また、災害により避難所等に避難している被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う。

〔事業の内容〕

1 地域保健福祉調査研究事業

厚生環境事務所・保健所等において、地域保健福祉に関する調査研究を実施するとともに、その成果を発表することにより、地域保健福祉業務の活性化と効果的かつ効率的な推進を図るとともに、職員のスキルアップを図る。(平成 14 年度創設)

2 被災者の心身のケア

災害が発生した場合に、被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や心身のケアを行うため、被災地に災害時公衆衛生チームを派遣する。(平成 24 年度創設)